

私は申告が必要でしょうか？

フローチャートで
ご確認ください。

スタート

令和6年1月1日現在、宜野湾市に居住していますか？

いいえ

令和6年1月1日時点で居住していた市町村へお問い合わせください。

はい

昨年中（令和5年1月1日～12月31日）に収入がありましたか？

いいえ

無収入であるという申告をしてください。ただし、ご家族が年末調整や申告によってあなたを扶養に入れている場合は必要ありません。

※市外の居住者に扶養されている場合は申告が必要です。

はい

農業所得・営業所得・不動産所得・給与所得等について、税務署へ所得税の確定申告を提出または提出する予定ですか？

はい

税務署で所得税の確定申告（郵送やe-tax含む）をする方は、市役所での市・県民税の申告の必要はありません。
(確定申告については下記①を参照)

いいえ

昨年の所得が公的年金等の収入のみでしたか？

はい

申告の必要はありません。

※ただし、扶養親族の追加や社会保険料等の控除の追加、医療費控除等を受ける方は、確定申告または市・県民税の申告が必要です。

※公的年金等の収入金額が400万円を超える方は所得税の確定申告が必要です。

いいえ

昨年の所得が給与（アルバイトやパート収入含む）のみで、勤務先で年末調整がされており、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていますか？

※提出の有無については勤務先に確認してください。

はい

申告の必要はありません。

※ただし、扶養親族の追加や社会保険料等の控除の追加、医療費控除等を受ける方は確定申告または市・県民税の申告が必要です。

いいえ

宜野湾市役所で申告
(申告会場での混雑を避けるため、なるべく郵送での申告をお願いします。)

○日程・申告に必要なもの⇒別記参照

【申告書発送について（1月下旬発送予定）】

申告書が届かない方でも上のフローチャートで申告が必要と思われる方は申告してください。
(申告書が届いていない方は市役所税務課までご連絡ください。)

以下の場合は、税務署「確定申告会場」での確定申告をお願いします！

- 青色申告 ●不動産・株式の譲渡所得の申告
- FX・仮想通貨等の申告 ●雑損控除の申告
- 消費税の申告 ●住宅借入金等特別控除（初年度）の申告
- 損失申告 ●贈与税・相続税 ●外国税額控除 等

会場 イオンモール沖縄ライカム3階イオンホール

期間 2月16日(金)～3月15日(金)の平日

時間 午前9時～午後4時 ※混雑を避けるため受付人数の制限する場合があります。

※確定申告会場の入場は「入場整理券」が必要です！

⇒詳しくは、当ホームページの「確定申告会場にお越しになる方へ」をご覧ください。